

コンプライアンス InSight 2022年 夏号

# 思わぬ経済制裁リスクを 抱え込まないための デューデリジェンス

～地政学リスクが高まる中で安定したビジネスを実現するポイントとは?～

日米欧各国は2月末以来、緊迫するウクライナ情勢への対抗策として、ロシアに対する経済制裁を開始した。その内容は今日でも厳しさを増しており、制裁対象が広がっているのは周知の通りだ。

日本国内においてロシアと直接あるいは間接的な取引を有する可能性がある企業は15,000社を下らないとされている。その中には、制裁対象のリストに新たに加わる外国 PEP/PEPs (公的に高い地位にある人物)は誰なのかを注視している、という企業もあるだろう。

各種制裁が目論み通りの効果を発揮するには、企業や金融機関の適切な対応が欠かせない。そのため、企業活動に影響が生じる場面も想定されるだろう。

こう記すと、「取引先にロシアが絡んでいるという話は聞いていないし、経済制裁リスクは我が社にとって関連性が薄い事象だ」と捉える向きがあるかもしれない。

だが、自社内の経済制裁リスクを見極めるべく、取引先の実態を把握するためのスクリーニング・ソリューションに関心を持つ企業は増え始めている。

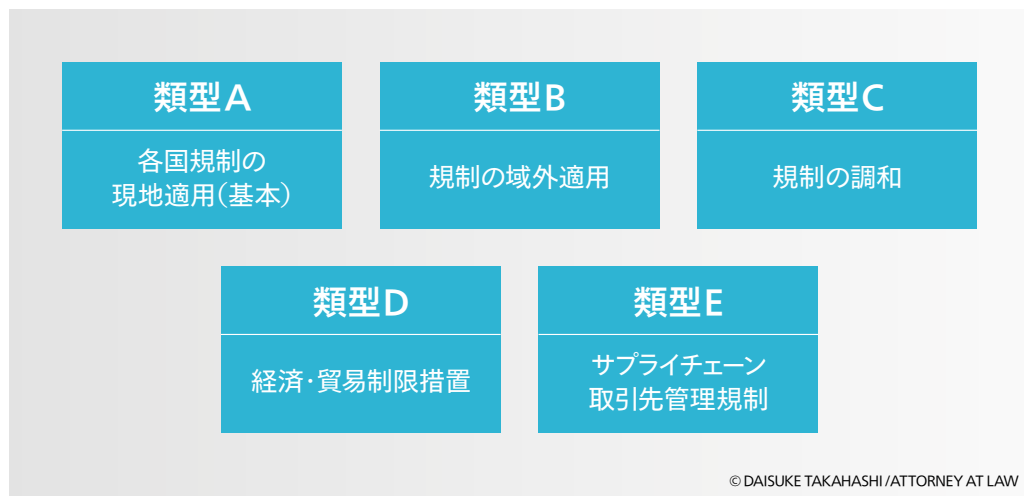
「そうした企業との会話の中で、サプライチェーン上の企業をスクリーニングするサービスのデモンストレーションを行なうことがあるが、偶然にも『何らかのリスクがある』と見つかる場合が稀にある。必ずしも重大なリスクに直結するものではないが、『自分達の身近なところにリスクが存在していたとは…』と愕然とする企業は一定数存在する」と語るのは、リフィニティブ・ジャパンリスク&コンプライアンス プロポジションセールス・スペシャリストの須江哲次だ。

では、制裁対象となるような企業・団体・人物との繋がりや、その先にある「経済制裁リスク」を意図せず抱え込まないようにし、持続可能なグローバルビジネスを推進するにはどうすればいいのだろうか？

本稿では、真和総合法律事務所 パートナー弁護士 高橋大祐先生をお招きし、経済制裁の最新動向やサードパーティリスク対応についてお話しいただいたセミナーの内容をベースに、新たに同氏に伺った話も交え考察する。

## 錯綜する制裁事情を整理する

まずは、企業活動と密接に関わる安全保障、人権問題等に関連した経済制裁規制が日本企業に影響を与えるとするならどのようなパターンがあるのか、整理しておこう。セミナーでは、高橋弁護士がその近著「グローバルコンプライアンスの実務」(金融財政事情研究会)で提示したA～Eの類型に分けて以下のように解説した。



出所: 真和総合法律事務所 高橋大祐氏 作成、リフィニティブ・リスクマネジメント・ウェビナー講演資料

今日、多数の日本企業が欧州や北南米、アジアなど海外に進出しており、現地での活動においては日本国内法ではなく各国規制の現地適用に対応している。これをして、グローバルコンプライアンスと理解している企業もあるだろう。このタイプの規制を類型Aとする。

類型Aに対し、各国政府や規制当局が、「自国の規制を自国内でのみ適用しているだけではグローバルな問題解決できない」という問題意識から、様々な手法によって自国ルールを域外でも適用しようとするのが「類型B: 規制の域外適用」だ。

この裏側には、安全保障や人権保護、腐敗防止といった実現目標に加え、各国の政治経済、外交上の背景や利害関係が含まれることもあり、企業からすると、「変化が生じやすく対応が厄介だ」と感じる部分もあるかもしれない。

この域外適用に関しては、米国 財務省のOFAC規制を特に重視されたい。

例えば、日本企業が米国の制裁対象者や制裁対象国との取引を行なった場合、罰金等が科せられるというのがOFAC規制の一部概要だが、この時、米国内に日本企業の支店や子会社等がなかったとしても、米ドルや米国人、米国原産品など、米国との何らかの接点がある場合には規制が適用される可能性があるため、適用範囲は想像以上に広いことを警戒する必要がある。

これまでに日本企業を含む多様な国籍・業種の企業が多数摘発されており、2014年6月には仏系金融機関がこの規制の域外適用で当時の史上最高額の罰金(89億米ドル)を科されるなど罰金額の高額化も注目されている。

続く「類型C:規制の調和」は、国連安保理で経済制裁に関する決議が出された後、それを各国が国内法に落とし込む、という規制のあり様を意味している。外為法に基づく金融制裁措置・貿易制裁措置を含む経済制裁措置や、金融庁によるAML/CFTガイドラインは典型例だ。一方、今日では国連安保理の議論が不調に終わることもあり、米国が主導的な立場になるケースが増えている。そのため、こちらでもやはりOFAC規制への警戒が欠かせない。

「類型D:経済制裁・貿易制限措置」は、類型Bとの違いがポイントだ。類型Bでは、例えばOFAC規制が域外適用される場合には米国との何らかの接点が必要と上述したが、類型Dは、たとえ米国との接点がなくとも、制裁対象国に指定されている特定の国や地域と重大な取引を日本企業が行った場合はその日本企業も二次的制裁対象となる可能性がある。米国市場へのアクセス制限やドル建て取引ができなくなるといったペナルティが発生するため、対米取引がある企業にとっては多大な影響が生じると想定できよう。

「類型E:サプライチェーン取引先管理規制」は、当局が、自国企業に規制を守らせるだけでなく、その企業を介して海外の取引先企業に対しても間接的に制裁対象者・制裁対象国と取引を行わないように仕向け、規制の網を広げようとする動きだ。

「米国企業から、米国の規制遵守や制裁対象者・制裁対象国の排除を契約上の義務にするよう求められている」といった事柄はまさにこれにあたる。

**米国政府は、財務省OFACが運営する経済制裁規制を自国の外交目的の達成のために、非米国企業に対しても、様々な方法で及ぼしている。**

ルールの国際的交錯の類型	内容
<b>類型B</b> 規制の域外適用	日本企業が米国の制裁対象者・制裁対象国と取引を行った場合、米国に拠点がなくとも、米ドル・米国人・米国原産国などの何らかの接点がある場合には特にOFAC規制が適用される可能性
<b>類型C</b> 規制の調和	日本の金融庁におけるAML/CFTガイドラインにおいても、国内外の経済制裁規制の遵守を対応が求められる措置として規定。
<b>類型D</b> 経済・貿易制限措置	米国と全く接点がない場合でも、日本企業が特定の制裁対象者・制裁対象国と重大な取引を行った場合、二次的制裁を受け、米国市場へのアクセスが制限。
<b>類型E</b> 取引先管理規制	国内外の取引先から米国OFAC規制の遵守や制裁対象者・制裁対象国の排除を契約上の義務としても求められる可能性。

© DAISUKE TAKAHASHI/ATTORNEY AT LAW

出所: 真和総合法律事務所 高橋大祐氏 作成、リフィニティブ・リスクマネジメント・ウェビナー講演資料

## 米国財務省OFACによる経済制裁規制がなぜ注視すべきものなのか？

OFAC規制について高橋弁護士は、「域外適用において最も注視すべき規制のひとつであるが、この内容は非常に複雑だ」と述べた。そこで、今一度ポイントを整理していこう。

高橋弁護士によると、一言で規制内容を説明することは難しいものの、実務上は典型的に「包括的な制裁」と「選択的な制裁」に分けられるとのことだ。

選択的な制裁とは、一般的に「米国国内に存在する資産、または、米国人が保有・支配する資産に関して、制裁対象者への移転が禁止されている」というもので、「SDNリストで指定された規制対象者や団体との取引を行ってはならない。また、違反取引の惹起や潜脱、共謀についても広く禁止される」という内容だと言える。

一方、包括的な制裁とは、SDNリストに記載されているかどうかに関わらず、特定の国や地域と取引等を行なうことが一定の場合に制限されるというもので、イランやシリア、キューバ、北朝鮮、クリミア地方のほか、最近ではベネズエラやウクライナ東部2州、ロシアに対してもこの包括的な制裁が科されている。現下の国際事情を鑑みれば、対象範囲は増減する可能性が高いと織り込んでおく必要もありそうだ。

高橋弁護士は、「選択的な制裁については、SDNリストにて、全ての取引が禁止されるか、資産凍結を要求されているか、一定の制限を設けているか、把握することができる。そのため、『取引先がSDNリストに該当しているかどうかを確認すればいいのだろう』と思われがちだが、そう簡単ではない。『50%ルール』が存在するからだ」と警鐘を鳴らす。

「50%ルール」とは、制裁対象者が50%以上の出資持分等を有する企業・団体についてもSDNリスト対象者と同様の制裁対象になる、という決まりのことだ。

つまり、取引先自体は制裁対象ではなかったとしても、その取引先の実質的な支配者(UBO)などがSDNリスト内に存在すれば、その取引先も制裁対象になり、取引禁止や取引制限を受ける。

そうした観点からすると、直接の取引先をチェックするだけでは全く不十分であり、間接的な取引先や会社役員といった関係者についても調査対象を広げるという社内実務上のルール設定が強く望まれる。

高橋弁護士は、「海外の専門家とも連携しながら長くこの分野に取り組んでいるが、規制に関する内容は非常に分かりにくいと感じる理由は、ひとつの法令で全てのルールが定められているように見えながら、幾多の規制や大統領令、規則、法令などによって構成されており、さらに規制の内容が日々変化する流動性も伴っている複雑性ゆえだと考える。日々フォローしていかなければ正しい対応が難しい」と指摘した。

OFAC規制の積極的な執行が続く今日、企業にとっては、正確に内容を理解し、さらにその理解が正しいものであるのかを第三者の知見で補完しながら対処しなければ、いつどこで経済制裁リスクの当事者になるか分からないという懸念が付きまとう。この懸念への対処が並大抵のことではないと、同氏の言葉からも察することができるはずだ。

## 経済制裁への対応として実効力のある「デューデリジェンス」を行なうために

経済制裁リスクに対して実務上求められる対応は、「取引先やその関係先の素性を確認する」という極めてシンプルなものである。だが、その実は非常に高度かつ危機管理能力や想像力といった多様な能力を要求される複雑なものであるとも言えるだろう。

では、実際に経済制裁デューデリジェンスを行なう上での留意点とはどのようなものが挙げられるか？ 以下に整理してみよう。

### 一 経済制裁デューデリジェンスの基本的留意点と求められるスキル

経済制裁デューデリジェンスを行なう際、先述の通り、直接的な取引先のみを確認するだけでは不十分だ。その取引先に連なる関係先が制裁対象者であるかの確認も欠かせない。

さらに、例えば前掲の50%ルールを例に挙げると、取引先企業の株式等保有者について、複数の人物が制裁対象者で、かつ、持分割合が合計して50%になるような場合はやはり50%ルールが適用されて規制対象になるといった詳細なルールの理解も欠かせない。

このようなことから、精緻な経済制裁デューデリジェンスを行なうには複合的なスキルを身に付けた高度な専門人材も求められると考えられる。

### 一 リスクベース・アプローチの有用性

上述の内容に対し、「取引先企業のUBOや間接的取引関係者は無限に広がるだろう。どこまで対応すべきか…」との困惑の声もあるかもしれない。そこで採用したいのが、リスクベース・アプローチという考え方であると高橋弁護士は指摘する。

例えば、リスク度合いが高いと考えられる地域や事業、取引に関してはより慎重に確認を行なう、というオペレーションを組むことで柔軟性を持たせた対応を実現することが期待できる。

一方、リスクベース・アプローチがより真価を発揮するためには、リスクが高い条件を洗い出し、定期的にスクリーニングかけるといった一時的な取り組みに終始しない工夫も求められる。また、判断に迷うようなグレーゾーンの結果を想定し、対処法をあらかじめ検討したり、そもそものリスク評価基準についても定期的に見直す必要がある。

その他、見逃されがちなのが、制裁リストの確認やデューデリジェンスを行なうにあたって参照するデータの更新性や網羅性、信頼性がデューデリジェンスの精度や結果を左右しかねない点だ。

調査対象者が無限に広がるのと同様に、その対象者の疑惑や嫌疑、問題は刻々と明るみになると推測でき、また、規制の内容も流動的であるため、「以前は問題なかった人物／事柄がある日から制裁対象になった」ということも想定しうる。だからこそ、「デューデリジェンスの内容や質はどのようなものか？」についても十分な精査が必要だ。

## — 無限に広がるデューデリジェンスを補完する表明保証条項

デューデリジェンスの結果が出ても、「時間の経過に伴い、完璧性・完結性が損なわれる場合があるなら安心できない」という疑念もあるかもしれない。そこで検討したいのが、「表明保証条項の導入」だ。

これは、経済制裁デューデリジェンスを補完するべく、取引先に対し、制裁対象者・制裁対象国などの関与がないことを表明保証するよう求める経済制裁排除条項を導入するという意味で、発想としては「暴力団排除条項」に近いものがある。

高橋弁護士は、「定型的な文言を契約書に機械的に挿入するというより、むしろ、リスクの高さに応じ、デューデリジェンスの結果を踏まえて文言を工夫する必要がある」としながら、この有用性を強調した。

加えて、「制裁対象者・制裁対象国との接点が疑われる場合でも、制裁違反が明白である場合を除き、常に取引を停止しなければならないというわけではない」とし、「実務上、追加の調査を行なってリスクを特定したり、制裁違反がないことの表明保証を受けたり、継続的にモニタリングを行なうことなどで適切な制裁リスク低減措置を採りつつ取引継続が可能なことも多い」と述べた。

このような対応は現場レベルではなく高度で多角的な経営判断が必須であるものの、「早期のサプライチェーン再編は困難」という企業にとっては一時的な安心材料になるだろう。

ただし、「現場で認識されたリスクを管理部門にエスカレーションする組織体制などを整備することが前提だ」とは高橋弁護士の言葉だ。

## 「ビジネスと人権」といった新たな考え方と企業が抱えるリスクについて

昨今話題となっている「ビジネスと人権」も、規制と関連して見直すと経済活動にすでに影響が及んでいると気付くだろう。

例えば、中国による覇権争いの先鋭化やロシアの主権侵害に対し、安全保障や人権問題に関連した様々な制裁が科されていることは冒頭でも述べた通りだ。そうした制裁には、「ビジネスと人権」の要素も多分に含まれている。

## — 対中国の規制とビジネスへの影響

米国の中国に対する経済制裁に関しては、香港の制裁プログラムや中国軍事関連産業への米国の投資規制が強化されている。このほか、米国輸出管理規則（EAR）にて、中国の巨大テック企業に対し、輸出制限を課すエンティティリストへの指定がなされている。

さらに、「ビジネスと人権」という文脈では、新疆ウイグル自治区での強制労働や人権侵害の懸念の高まりを受けて、米国はOFAC規制の中のグローバルマグニツキー制裁プログラム（人権・腐敗防止）を踏まえて様々な制裁対象者を指定しており、これと同調するように、EUの人権制裁も中国政府関係者を指定している。

一方、米国は、米国向けに輸出された製品に対し、関税法によって保留命令等の輸入制限を行なうようになってもいる。例えば、新疆ウイグル自治区から調達された綿花やトマトを用いた製品は米当局によって一律保留をすることができる、というわけだ。

また2022年6月からは「ウイグル強制労働防止法」によって、新疆ウイグル自治区のあらゆる調達物について、米国への輸入が原則禁止された。

このような米国による対中制裁に対し、中国も対抗措置として、外国法令域外適用ブロッキング規則や反外国制裁法などの導入をしている。

混迷を極める米中対立に直面し、日本企業は板挟みのような状況が続いている。これらの“規制合戦”の中でどう舵取りするか、自社ポリシーの確立は欠かせない。

## — 対ロシアへの制裁とビジネスへの影響

ウクライナ問題を契機に対ロシア制裁が矢継ぎ早でなされ、日本政府も外為法に基づく経済制裁という前例のない形で国際協調をしているところだ。

これを受け、高橋弁護士は、「財務省による資産凍結等の経済措置対象者リストや、経済産業省の輸出制限措置の強化といったことはこれからも続くと考えられる。実務に影響するため、注視し続けるべきだ」と注意を促した。

実際に、世界情勢と同様にOFAC規制の内容も流動的になっている。SDNリストにロシアの主要な企業・金融機関等が加わっているが、リストにある企業との取引のうち「何が禁止されていて、何が許容されるのか」に加え「変更点はないか？」を押さえておく必要が出てきた。

特に、包括的な制裁については、原油やエネルギー産業への投資等において極めて厳格な制裁がなされる一方、企業の取引に多大な影響が及ぶことを回避する目的で制裁を緩和する「一般許可 (General License)」も発行されている。ビジネス推進においてはこの点も見逃せないだろう。

なお、ロシアへの制裁については米国よりも英国やEUの方が先行することも少なくない。英国当局は、一部の一定の英国と接点のある場合はOFAC規制のように域外適用がなされると明言している。これも留意が必要だろう。

## 経済制裁デューデリジェンスと人権デューデリジェンスの関係性

経済制裁デューデリジェンスの充実とともに、議論が高まっているのがサプライチェーンを通じた人権デューデリジェンスの重要性だ。人権デューデリジェンスについては、国連の指導原則やOECDのデューデリジェンス・ガイダンスが取り組みを正しく進める上での重要な指針になると同時に、これを踏まえてよく検討することで経済制裁デューデリジェンスとの並行実施にも繋がると考えられる。



高橋弁護士は、「経験を踏まえると、経済制裁デューデリジェンスとOECDが示す人権デューデリジェンス・ガイダンスに示されている内容は非常に類似している部分が多いと言える。類似点と相違点を意識すると非常に効果的で実効的な取り組みになる」とのアドバイスを送った。

これまで、「日本ではESGや『ビジネスと人権』に関する明確な規制があるわけではない」とのことで、取り組みを後押しするファクターは見出しづらいとされてきた。しかし、ESG投資の隆盛や欧米諸国でのサプライチェーン管理規制の導入によって、契約条項や調達基準、融資の基準等、多角的に日本企業に影響を与えるようになってきている。実際にはソフトローを含むような部分も生じ始めているのが実情だ。

グローバルコンプライアンスのひとつの視点として、このような変化に対応し、慣例や前例等を改めることもまた、意図せぬリスクを回避する一助になるだろう。

## 正しくリスクの深刻度を把握できるかが鍵になる

多くの企業にとって「経済制裁」は深刻な問題ではあるものの、自社への影響度合いや経営リスクの大きさを推しはかり兼ねていた部分もあるかもしれない。だが、ここまでの内容を踏まえると、現実的な問題として向き合う意識も高まったはずだ。

また、関連して過去を振り返ると、名だたる企業が児童労働や労働搾取、ウイグル問題、軍閥関係者がUBOである企業との繋がりといった問題に直面し、困難な状況に陥った事実を目にすることもあろう。その中には、デューデリジェンスの徹底やリスク評価の厳格化で回避できたと考えられるケースも少なくない。

そうした現状の理解や過去の事例をもとに、自社内で同様のリスクに近い部門部署を精査し、そこを「リスクに接する第一線」と定め、リスク検知の環境を整備するよう取り組むことは“転ばぬ先の杖”になるだろう。

デューデリジェンスのためのソリューションを導入し、契約時や取引ごとにスクリーニングをかけ、もし懸念される事柄が発覚した場合は内容を問わず「リスクに接する第2線」である専門部署にエスカレーションして審査結果をもって次の行動に移る、あるいは経営層など「リスク対応の第3線」に判断を仰ぐといった体制を構築すれば、リスク防御策となるはずだ。

上述のような取り組みを実践する際、「時間がかかり過ぎてビジネスが停滞しかねない」との懸念が示されることは往々にしてある。だが、それを払拭できるようソリューションも進化している。デジタル・テクノロジーの恩恵によって、リスクを回避する環境を整えることは格段に容易になっている、というわけだ。

また、テクノロジー活用や外部専門家との協力関係構築において、選定した根拠を示したり、その選定過程を説明可能にすれば、正当性や透明性が担保され、より優れたグローバルコンプライアンス体制に繋がるだろう。

高橋弁護士は、こうした取り組みについて、「ルールが国際的に交錯かつ多様化し、不確実性が増大するなかで、ほとんどの取引・行為はリスクがゼロとは言い切れない状況にある」との認識を示しつつ、「個別のデューデリジェンスにおける判断が結果として不適切であり、本来行うべきではない行為や取引に関与してしまったとしても、リスクを特定

評価・低減するという一連のプロセスが適切であれば、規制執行を受けるリスクは大きく軽減される。グレーゾーンを恐れず、結果よりもプロセスを重視することが重要だ」と強調した。

企業としては、「安心してグローバルビジネスをするためにどれだけコストとリソースを要するのか」とやるせなさを感じる部分もあるかもしれない。だが、経済制裁リスクをはじめとする経営全体のリスクを低減することになるなら、全社的に踏み出す価値は大きいはずだ。そしてそれは、これから先の持続可能な企業経営の礎になるだろう。



### 高橋 大祐氏

真和総合法律事務所パートナー弁護士

企業・金融機関に対する経済制裁・輸出管理・AML/CFTなどのグローバルコンプライアンスに関する法的助言・危機管理が専門。近年は、「ビジネスと人権」などSDGs/ESG関連のリスクマネジメントも担当。経済産業省「郵便物受取サービス業の犯罪収益移転防止法対応に係るガイダンス」検討会委員、OECD企業金融局責任ある企業行動センター・コンサルタント、外務省「ビジネスと人権に関する行動計画に係る作業部会」構成員、国際法曹協会ビジネスと人権委員会 ViceChair、日弁連弁護士業務改革委員会 CSRと内部統制 PT 副座長、早稲田大学日米研究所招聘研究員なども歴任。法学修士(米・仏・独・伊)。米国フレッチャー法律外交大学院、欧州連合エラスムス・ムンドゥス奨学生プログラムを卒業。

#### 参考書籍：

「グローバルコンプライアンスの実務」(金融財政事情研究会 2021年11月)  
 経済制裁をはじめ主要分野での外国法令の域外適用の動向や対応を解説。  
 「重要概念・用語・法令で学ぶSDGs/ESG経営とルール活用戦略」(商事法務 2022年5月)  
 ステークホルダー資本主義時代におけるSDGs/ESG経営の実用的入門書

### 須江 哲次

リフィニティブ・ジャパン株式会社

プロポジションセールス・スペシャリスト

2009年にトムソン・ロイターリーガル部門子会社、ウエストロー・ジャパンに入社。コーポレート営業チームのマネージャーとして、法務部・コンプライアンス部の業務支援に従事。2018年トムソン・ロイター(現リフィニティブ)のRiskチームに異動後はリスク管理業務支援ツールのConnected Risk、取引先のコンプライアンスチェックツールである、World Check OneやRefinitiv Due Diligenceを担当。事業会社における取引先のコンプライアンスチェック業務、金融機関のマネロン対策業務への支援に従事している。

ウェブサイト [refinitiv.com/ja](https://www.refinitiv.com/ja) |  @RefinitivJP  @RefinitivJP

ロンドン証券取引所グループ(LSEG)傘下のRefinitiv(リフィニティブ)は、金融市場のデータとインフラストラクチャの提供で世界をリードしています。リフィニティブは、約190カ国にわたって4万以上の企業や40万を超えるお客様にサービスを提供しながら、世界中の金融市場に関わる人々を支援しています。また、重要な投資や取引、リスク判断をお客様に自信をもって行っていただくための情報やインサイト、テクノロジーを取り揃えています。独自のオープン・プラットフォームと業界トップクラスのデータおよび専門的な知識を組み合わせることで、人々を取引機会と選択肢でつなぎ合わせ、お客様とビジネス・パートナーの皆様のパフォーマンス、革新、成長を促進してまいります。詳しくはウェブサイトをご参照ください。 <https://www.refinitiv.com/ja>

© Refinitiv 2022. All rights reserved.

本文および本文の内容(以下、「本内容」)は、あくまでも一般的な情報提供を目的としたもので、筆者の本主題に係る過去の経験に基づくものであります。記載された内容はRefinitivの見解を反映するものではありません。なお、無断での複製、転送等を行わないようにお願いします。

本内容は、如何なる法域又は領域においても、投資助言(及びその他の如何なる助言)を提供するものではなく、また金融商品の売買の申し込み又はその勧誘とみなされるべきではありません。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、Refinitivは、本内容に含まれる情報の正確性、最新性、適切性及び完全性、また本内容の利用結果について如何なる保証も行わず、本内容に起因して生じた損失や損害について一切責任を負いません。Refinitivは予告なくいつでも本内容を変更、削除する権利を留保します。

発行元: リフィニティブ・ジャパン株式会社

Webサイト: [refinitiv.com/ja/governance-risk-compliance-solution](https://www.refinitiv.com/ja/governance-risk-compliance-solution)

お問い合わせ先

URL: [refinitiv.com/ja/ask](https://www.refinitiv.com/ja/ask)

電話: 03-6743-6515